

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
--------------	---

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	安全・安心な職場づくりを推進すること
施策目標	2-1	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること
個別目標 1		重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図ること
		(評価対象事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・建設業における総合的労働災害防止対策推進事業 ・労働者の健康の保持増進対策事業 ・快適職場形成促進事業 ・過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業 ・働き方改革トータルプロジェクトの推進事業
個別目標 2		労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策
		(評価対象事務事業) <ul style="list-style-type: none"> ・中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進等事業 ・化学物質管理の支援体制の整備
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 第11次の労働災害防止対策(平成20年3月19日厚生労働大臣策定)に基づき、死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、これらの重篤な労働災害が多く発生している墜落・転落等の作業や機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。また、死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積もり、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」が広く定着することが必要であり、その取組を促進する。		
2 根拠法令等 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)		
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部	
関係部局・課室	労働基準局監督課	

2. 現状分析(施策の必要性)

労働災害の発生状況は、平成20年は死亡者数が1,268人、休業4日以上死傷者数が119,291人といずれについても、前年に比べ減少しているが、依然として、建設業、製造業等において重篤な災害が多発している。また派遣労働者の労働災害件数も高止まっている。

労働者の健康面については、職場においてストレス等を感じている労働者の割合が高く、また、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率も増加傾向にある。

また、化学物質による疾病は増減を繰り返しながら長期的に減少がみられない。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	労働災害による死亡者数(人) (平成19年と比して20%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	1,620 【-】	1,514 【-】	1,472 【-】	1,357 【-】	1,268 【93.4%】
2	休業4日以上の死傷者数(人) (平成19年と比して15%以上減少させること/平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること/20年・21年)	122,804 【-】	120,354 【-】	121,378 【-】	121,356 【-】	119,291 【98.3%】
3	定期健康診断における有所見率 (増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること/平成24年)	47.6 【-】	48.4 【-】	49.1 【-】	49.9 【-】	51.3 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1,2及び3は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 ・指標3は、達成数値目標を定めていないため、達成率を算出していない。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunva/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	定期監督等の実施件数(単位:件)	122,793	122,734	118,872	126,499	集計中
2	中小企業労働時間適正化促進助成金支給決定件数(単位:件)	-	-	-	95	167
(調査名・資料出所、備考) ・統計1及び2は、労働基準局監督課の調べによる。 ・統計2の助成金は、平成18年度以前は実施していない。						
施策目標の評価 【有効性の観点】 労働災害の発生状況は、平成20年は死亡者数が1,268人、休業4日以上の死傷者数が119,291人といずれについても、前年に比べ減少しており、施策は有効であった。						
【効率性の観点】 第11次労働災害防止計画の重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、施策対象を絞り事業者や業界団体等に対する指導・支援を行ってきており、効率的観点から十分な施策が実施された。						
【総合的な評価】 定期監督等については、第11次労働災害防止計画の重点対策を踏まえ監督指導を実施しており、継続的な取組が行われている。労働災害による死亡者数及び死傷者数は、重点対象分野の労働災害防止対策、過重労働・メンタルヘルス対策、リスクアセスメントの普及促進など、事業者や業界団体等に対する指導・支援を効果的に実施することにより、長期的に減少傾向で推移していることから、各個別目標の取組が有効であり、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。よって引き続きこれらの取組を実施していくことが必要である。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1	重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図ること
個別目標に係る指標	

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	機械設備による労働災害件数 (単位:件) (平成19年と比して減少させること/平成24年、かつ平成19年と比して減少させること/平成20年・21年)	38,035 【-】	36,716 【-】	35,678 【-】	34,679 【-】	33,215 【95.8%】
2	墜落・転落による死亡者数 (単位:人) (平成19年と比して減少させること/平成24年、かつ平成19年と比して減少させること/平成20年・21年)	415 【-】	339 【-】	353 【-】	361 【-】	311 【86.1%】
3	化学物質に係る業務上疾病者数 (単位:人) (平成19年と比して減少させること/平成24年、かつ平成19年と比して減少させること/平成20年・21年)	284 【-】	306 【-】	320 【-】	258 【-】	220 【85.3%】
4	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合 (単位:%) (50%/平成24年)	- -	- -	- -	33.6 【-】	- -
(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。 ・指標1及び3は、休業4日以上の死傷者数。 ・指標4(労働者健康状況調査)は、5年に一度の調査のため平成19年度の数値のみ 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/rousai-hassei/index.html						
参考統計						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	建設業における総合的労働災害防止対策推進事業の利用状況等(単位:①～④ともに回)					
	①専門工事業者対象の安全教育実施回数	326	307	422	394	325
	②墜落防止対策の研修会開催回数	42	44	48	47	48
	③現場所長研修会開催回数	47	43	51	84	55
	④店社安全衛生管理担当者研修会開催回数	53	49	47	54	52
2	メンタルヘルス指針の普及状況					
	①支援事業場数	-	171	241	274	297
	②支援事業場における専門家による取り組み指導回数 (単位:件)	-	933	1,337	2,010	1,795
3	石綿の健康管理手帳交付枚数 (単位:枚)	92	1,493	6,822	3,370	5,501
4	快適職場づくり推進の状況 (単位:件)	2,995	3,210	3,207	3,082	3,088
5	建設業における労働災害による死亡者数(単位:人)	594	497	508	461	430
6	建設業における墜落・転落によ	255	203	190	207	172

	る死亡者数(単位:人)					
7	吹付け石綿除去作業に係る計画届及び石綿除去作業に係る作業届件数(単位:件)	2,120	7,879	18,725	12,467	10,101
8	石綿障害予防規則に係る違反件数(単位:件)	—	513	438	268	集計中
9	地域産業保健センターによる窓口利用者数(単位:人)	68,121	68,814	74,169	79,304	81,548
10	定期監督等の実施件数(単位:件)	122,793	122,734	118,872	126,499	集計中
11	過重労働による健康障害防止のための助言・指導を実施した事業場数(単位:件)	—	—	—	1,399	1,291

(調査名・資料出所、備考)

- ・参考統計1～5は、労働基準局安全衛生部の調べによる。
- ・参考統計3の平成16年度の数值は、平成17年度から開始した事業のため記載できない。上段の数值は事業場数、下段の数值は指導回数。
- ・参考統計4は、快適職場認定件数。
- ・参考統計5及び6は、労働基準局安全衛生部の調べによる。
- ・参考統計7は、労働基準局安全衛生部の調べによる。
- ・参考統計8は、労働基準監督年報による。(石綿障害予防規則に係る違反のうち安衛法第20条～第25条、第65条、第66条を根条文とするもの)。平成16年においては、石綿障害予防規則制定前であるため未記入。平成20年の値は、平成21年9月公表予定。
- ・参考統計9は、労働基準局安全衛生部の調べによる。
- ・参考統計10及び11は、労働基準局監督課調べによる。参考統計11は、過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業における助言・指導件数。

個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)

機械災害防止対策として、「機械の包括的な安全基準に関する指針」の普及促進のため、委託事業によりモデル事業場への個別指導を実施するとともに、その成果を好事例としてとりまとめ、個別指導の機会を通じて普及を図っており、モデル事業場外への波及効果もあり、効率的である。このことにより、機械設備による労働災害発生件数は着実に減少しており、引き続きこれらの周知等の対策を図っていくことが必要である。

墜落・転落災害防止対策として、全産業での墜落・転落による労働災害死亡者数のうち半分以上を占めるのが建設業であることから(平成20年311人のうち建設業172人)、特に工事業者を対象とする安全教育等を実施し、安全管理能力の向上を図る等の事業を行ったところである。建設業における労働災害死亡者数について、平成16年594人(うち墜落・転落による死亡者255人)であったものが、平成20年430人(うち墜落・転落による死亡者172人)と減少傾向にあることから、これら取組が有効であったと考える。よって引き続きこれらの対策を実施していくことが必要である。

また、化学物質に係る業務上疾病者数についても、平成20年は前年より減少しており、引き続き取組を行っていく必要がある。

メンタルヘルス対策については、平成19年の労働者健康状況調査によると、「自分の仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレス」があるとする労働者の割合が約6割である中、取り組んでいない理由として、専門スタッフがいない44%、取り組み方がわからない42%などをあげており、医師等による専門的、技術的な知見に基づく事業場への指導は有効であると考えられる。引き続きこれらの対策を充実させる必要がある。

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名	建設業における総合的労働災害防止対策推進事業
平成20年度 予算額等	669百万円(補助割合: [国 /] [/] [/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
平成20年度 決算額	587百万円
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所

実施主体	都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(建設業労働災害防止協会)				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
建設業における労働災害による死亡者数については、長期的には減少傾向にあるものの、業種別でみると、全産業に占める発生割合が高いため(平成20年33.9%(全産業1,268人のうち430人))、労働災害多発業種の一つとして、従来より取組みを進めている。なお、建設業においては、墜落・転落災害による死亡者数が多い(平成20年40%(建設業430人のうち172人))。一方、建設業における特徴の一つとして、重層下請構造がみられることから、大手総合工事業者、中小総合工事業者及び零細な専門工事業者等において、各事業者の安全管理能力に応じた対策等を推進していくことが必要となっている。このため、本事業においては、中小総合工事業者及び専門工事業者を対象とする安全教育の実施や、事業者向けの説明会、危険有害要因評価マニュアルの作成等を行うことにより、当該事業者における安全管理能力の向上等を図り、建設業における墜落・転落災害防止対策等労働災害防止対策を総合的に推進することとしている。					
政府決定・重要施策との関連性					
第11次労働災害防止計画(平成20年3月19日付け厚生労働省発基安第0319001号)(計画期間:平成20年度~平成24年度)					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	1,181	1,072	936	721	669
予算上事業数等 (単位:すべて回)					
①専門工事業者対象の 安全教育実施回数 〈専門工事業者安全管理活動等促進事業の① 事業者説明会、②リスクアセスメント等指 導会〉	564	564	376	292	188
②事業者向け研修会	335	335	315	235	141
事業実績数等 (単位:すべて回)					
①専門工事業者対象の 安全教育実施回数 〈専門工事業者安全管理活動等促進事業の① 経営者首脳セミナー、②専門工事業者安全 管理担当者研修、③RA マニュアル作成 研修会〉	326	307	422	394	325
②事業者向け研修会	142	136	146	185	155
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
建設業における死亡者数については、平成16年594人(全産業のうち36.7%)であったものが、平成20年430人(全産業1,268人のうち33.9%)と減少傾向にあるものの、業種別でみると、依然として、全産業における発生割合が高くなっている。このため、今後とも、労働災害多発業種の一つとして、引き続き、墜落・転落災害防止対策等労働災害防止対策を積極的に推進していくことが強く求められている。また、本事業により、建設業を対象とする安全教育等の機会の充実に努めたことから、事業者における安全対策の改善が進んでいると考える。については、今後とも、墜落・転落災害防止対策等労働災害防止対策を徹底することとし、引き続き、本事業を実施することとする。なお、事業運営に当たっては、従前のおり、全国斉一的に安全教育等の機会の充実に努めるとともに、今後においても、これまでに蓄積したノウハウ等を踏まえ事業改善に努め、更なる効率的かつ効果的な事業運営を図ることとする。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	労働者の健康の保持増進対策事業				
平成20年度 予算額等	3,301百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	2,872百万円				
	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所				

実施主体	都道府県、市区町村、 <u>独立行政法人</u> 、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>事業場における労働者の健康の保持増進を図るために、地域産業保健センターによる小規模事業場（労働者数50人未満の事業場。産業医の選任義務がない。）への産業保健サービスの提供、メンタルヘルス対策の普及のための医師等専門家による指導等を行っている。</p> <p>職場においてストレス等を感じている労働者の割合が高く、事業者の取組も十分ではないことからメンタルヘルス不調の予防、早期発見、復職支援等を行う必要がある。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日付け厚生労働省発基安第0319001号）（計画期間：平成20年度～平成24年度）					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	3,471	3,542	3,794	3,231	3,299
予算上事業場数等 メンタルヘルス指針の普及（支援事業場における専門家による取組指導(単位：指導回数)	—	940	1,200	1,600	1,630
事業実績数等 メンタルヘルス指針の普及（支援事業場における専門家による取組指導(単位：指導回数)	—	933	1,337	2,010	1,795
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>メンタルヘルス対策については、平成19年の労働者健康状況調査によると、「自分の仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレス」があるとする労働者の割合が約6割である中、取り組んでいる事業場の割合が33.6%に留まっており、特に、取り組んでいない事業場がその理由としているのが、専門スタッフがない44%、取り組み方がわからない42%などをあげており、医師等による専門的、技術的な知見に基づく直接的な事業場への助言等の支援は、新たに取り組む事業場を増やす等、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進するに当たって効果的である。</p> <p>地域産業保健センターについては、小規模事業場の事業者、労働者等からの相談対応による窓口利用者延べ数が平成20年度には8万件を超える等、小規模事業場における労働者の健康管理等の改善に効果があったといえる。</p> <p>よって、引き続き22年度も本事業を実施していくこととする。なお、過労死等に係る労災件数が高水準で推移している中、小規模事業場における長時間労働者に対する医師による面接指導の実施の徹底が必要であるため、地域産業保健センター事業の充実が必要である。</p>					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	快適職場形成促進事業				
平成20年度 予算額等	318百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、 <u>労働保険特会</u> 、その他（ ）				
平成20年度 決算額	308百万円				
実施主体	本省、厚生局、 <u>労働局</u> （監督署、安定所、均等室）、 <u>検疫所</u> 都道府県、市区町村、 <u>独立行政法人</u> 、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他（ <u>中央労働災害防止協会</u> ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>喫煙対策が一層推進されるとともに、物質的豊かさのみならず心の豊かさを含めた働きやすい快適な職場環境が形成されることを目的とし、一般の事業場を対象に、快適指針等の普及啓発（事業者向けの研修会等の場を利用）、ソフト面の対策や受動喫煙対策に係る調査研究を行う。</p> <p>職場における受動喫煙対策、重筋作業の軽減化、熱中症の防止対策等の職場環境の改</p>					

善を行い、労働災害発生リスクの少ない職場環境の形成を図り、労働災害の減少のために、必要である。

政府決定・重要施策との関連性					
第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日付け厚生労働省発基安第0319001号）（計画期間：平成20年度～平成24年度）					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	468	457	424	398	318
予算上事業数等 快適職場形成促進(快適職場推進センター設置数(単位:箇所))	48	48	48	48	48
事業実績数等 快適職場形成促進(快適職場推進センター設置数(単位:箇所))	48	48	48	48	48
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
48センター(中央快適職場推進促進センターと、47都道府県快適職場推進センター)において行われた快適職場づくりについては、各センターの事業実施計画に基づき実施した結果、平成20年度の快適職場認定件数が3,088件と微増している。職場における受動喫煙対策、重筋作業の軽減化、熱中症の防止対策等の職場環境の改善を行い、労働災害発生リスクの少ない職場環境の形成促進に寄与した。 労働災害発生リスクを軽減するため、今後も快適職場づくりを促進する必要がある。					

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価	
事務事業名	過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業
平成20年度 予算額等	279百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
平成20年度 決算額	211百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(中央労働災害防止協会)

事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)

平成20年度における脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数も高水準であるなど過重労働による健康障害が多数見られる状況があり、また、中小規模事業場については、過重労働防止対策に必要な安全衛生管理等について十分なノウハウがなく、その取組が遅れがちである問題があることから、中小企業における過重労働防止対策の取組の促進が特に必要である。

そのため、総労働時間の長い業種・企業系列群等の中から地域ごとに企業集団を選定し、安全衛生管理の専門家による助言・指導により、企業における過重労働による健康障害防止のための自主的な取組の推進を行うものである。

政府決定・重要施策との関連性					
第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日付け厚生労働省発基安第0319001号）（計画期間：平成20年度～平成24年度）					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)				279	279
予算上事業数等 対象集団数 (単位:集団)				61	61
事業実績数等 対象集団数 (単位:集団)				62	62

実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)

本事業の実施対象集団のうち、過重労働に関して改善が図られた集団の割合は93.5%であり、効果をあげている。

今後においても適切な事業運営を図るとともに、22年度は本事業を実施するための必要な経費として適切な予算額を要求する。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	働き方改革トータルプロジェクトの推進事業				
平成20年度 予算額等	387百万円（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	141百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
週60時間以上労働している者の割合が高い水準にあり、また、長時間労働等に起因した脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災認定件数も高水準で推移していることから、長時間労働を是正し、労働者の健康を確保する必要がある。 このため、働き方の見直しにより長時間労働の是正に積極的に取り組む中小企業主に対し、中小企業労働時間適正化促進助成金の支給（「特別条項つき時間外労働協定」を締結している中小企業事業主が、総労働時間を削減するために、「働き方改革プラン」（実施期間1年間）を策定し、プランに盛り込まれた内容を実施した場合に、都道府県労働局を通じ助成金を支給）を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
第11次労働災害防止計画（平成20年3月19日付け厚生労働省発基安第0319001号）（計画期間：平成20年度～平成24年度）					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）				222	387
予算上事業数等 支給対象事業主数 （件）				400	401
事業実績数等 支給対象事業主数 （件）				95	167
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
平成20年度においては、167の事業主が「働き方改革プラン」を策定し、本事業の実施事業主のうち、事業終了時に本事業により具体的に長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合が78%となり、長時間労働の是正に一定の効果を上げたところである。 しかしながら、労働時間に着目して働き方を見直す制度としては、平成20年度に創設された「職場意識改善助成金」（政策体系Ⅲ-4-1の個別目標1を参照。）と共通であり、予算事業の効率化、合理化のために廃止することとする。 今後においても事業終了までの間、適切な事業運営により、長時間労働の是正を図っていくこととする。					

個別目標2						
労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	危険性又は有害性等の調査の実施率（％） （平成20年度と比して増加させること/平成24年度、かつ、平成20年度と比して増加させること/平成21年度）	-	-	-	-	35.4 【-】

(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局安全衛生部の調べによる。また当該指標の調査開始が平成20年4月1日以降のため、平成20年3月以前の数値はなく、平成20年4月から同年12月までの集計値。						
参考統計						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	事業場に対する多様な安全衛生情報の提供状況（安全衛生情報センターのインターネットアクセス件数）（単位：万件）（一）	723	1,170	1,580	1,862	2,178
2	小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の利用状況（新規登録団体数）（単位：団体）（一）	71	68	67	57	74
3	業種別団体を通じたリスクアセスメント推進研修会の実施状況 ①研修会開催回数（単位：回）（一） ②研修会参加者数（単位：人）（一）		12	12	58	47
			561	441	3,025	2,474
4	化学物質管理支援事業の利用状況（化学物質管理者研修受講者数）（単位：人）（一）	4,035	1,285	2,214	2,365	1,185
(調査名・資料出所、備考) ・参考統計1～3は、労働基準局安全衛生部の調べによる。 ・参考統計3の平成16年の数値は、平成17年度から開始した事業のため記載できない。						
個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業））の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から） リスクアセスメント等の普及促進を図るため、特定の事業者団体においてリスクアセスメント推進研修会を開催したところ、2,000人以上の参加者を集め、参加者の所属事業場に対しリスクアセスメントに関する取り組みが促進される等、事業場の自律的な安全衛生管理活動の推進に効果があったと考える。引き続きこれらの取組を行う必要がある。 化学物質管理の支援体制の整備について、平成20年度は全国15箇所で化学物質管理者研修を実施し、1,185人に対して研修を行い、化学物質管理に係る人材育成がなされた。これら施策及び関連する事業は、労働安全衛生法で定める必要最小限の化学物質による健康障害の予防対策に加え、事業者による自主的なより適正な化学物質の取扱い、健康障害の予防等の措置の実施を促す施策であり、化学物質管理を推進する上で有効であったと考えられる。引き続きこれらの取組を行う必要がある。						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名	中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進等事業					
平成20年度予算額等	152百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）					
平成20年度決算額	127百万円					
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（中央労働災害防止協会）					
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等） 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策（リスクアセスメント）では、リスクを評価し、それに基づく対策を行うことになるが、中小規模事業場はノウハウがないことからノウハウを普及させる必要がある。 このため、ノウハウの少ない中小企業事業主に対してリスクアセスメントの自主的な取組を支援するため、中小規模事業場に対し、専門家を派遣し、専門家がリスクアセス						

<p>メントを実施し、指導する事業を行った。</p> <p>また、リスクアセスメント等の普及促進を図るため、製造業の特定の事業者団体においてリスクアセスメント推進研修会を開催し、広くリスクアセスメントの周知を図った。</p>					
<p>政府決定・重要施策との関連性</p> <p>生産工程の多様化・複雑化等を背景に安全衛生水準の低下が懸念されている中、労働災害を防止するためには、職場における労働災害発生のリスクを事前に摘み取ることが必要である。このため、危険性又は有害性等の調査等の実施が平成18年4月より努力義務化されているところであるが、これらの措置の実施が経済的理由等により困難である中小規模事業場に対しては、その円滑な実施・導入のための配慮が必要であることが国会審議等でも指摘されているところである。</p>					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	63	63	72	110	63
予算上事業数等 (単位:事業場数)	620	555	473	460	500
事業実績数等 (単位:事業場数)	616	549	472	470	507
<p>実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)</p> <p>重篤な労働災害を発生させるなど労働災害防止を図るため総合的な改善措置を講ずる必要がある中小規模事業場等500以上の事業場に対し、危険性又は有害性等の調査に係る安全衛生診断を実施した。この結果、指導対象となった事業場のうち、80%以上の事業場(507事業場のうち440事業場)が危険性又は有害性等の調査に取り組み意欲をみせており、危険性又は有害性等の調査の普及促進に効果を上げたと言える。</p> <p>また、リスクアセスメント等の普及促進を図るため、製造業の事業者団体においてリスクアセスメント推進研修会を開催したところ、2,000人以上の参加者を集め、参加者の所属事業場に対しリスクアセスメントに関する取り組みが促進される等、事業場の自律的な安全衛生管理活動の推進に効果があったと考える。</p> <p>引き続きこれらの取組を行う必要がある。</p>					
<p>個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価</p>					
事務事業名	化学物質管理の支援体制の整備				
平成20年度 予算額等	405百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	373百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
<p>事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)</p> <p>化学物質による労働災害全体を減少させるためのリスク低減にあたっては、各事業場において、リスクを評価し、それに基づき対策を実施することとなる。リスク評価を実施するためには、事業場が、毒性、揮発性、引火性など化学物質ごとの危険有害性情報を入手できることが必要であるとともに、事業場が、リスクアセスメントの取組手法を理解する必要がある。</p> <p>本事業では、事業者による化学物質の自律的管理を促進するため、化学物質のリスクアセスメントの普及や事業場の管理能力向上を目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals 化学品の分類および表示に関する世界調和システム)に対応したモデルMSDSの作成 ・リスクアセスメント及びMSDS作成担当者等の人材養成研修 ・化学物質リスクアセスメントのモデル事業場指導等を行う。 <p>なお、労働安全衛生法第28条の2では、化学物質を扱う作業等における労働者の危険や健康障害に係るリスク評価を行い、それに基づき必要な措置を講じることが事業者の努力義務として定められている。</p>					
<p>政府決定・重要施策との関連性</p>					
-					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後)	-	202	212	234	405

(百万円)					
予算上事業数等 モデル事業場指導数 (単位：事業場)	-	-	-	-	47
事業実績数等 モデル事業場指導数 (単位：事業場)	-	-	-	-	46
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>化学物質リスクアセスメントのモデル事業場指導において、指導を受けた事業場のうち95.5%の事業場が指導後の自主展開が可能と回答しており、効果的な事業であったと評価できる。これら成果については、個別指導の機会を通じて、広く周知を図っており、モデル事業場以外への波及効果もあり、効果的である。</p> <p>また、平成20年度は全国15箇所で開催した化学物質管理者研修を実施し、1,185人に対して研修を行い、化学物質管理に係る人材育成がなされた。</p> <p>よって、これらの取組は、化学物質管理を推進する上で有効であったと考えられ、引き続きこれらの取組を行う必要がある。</p>					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
<p>指標1 目標達成率 93.4%</p> <p>指標2 目標達成率 98.3%</p> <p>指標3 目標達成率 -%</p> <p>※指標1及び2の目標達成率は、(実績値/達成水準)×100(%)で算出しているが、より小さい値を得ることを目標としているため100%以下で目標達成となる。(目標達成率を算定できない場合、その理由)</p> <p>・指標3については数値目標ではなく、また目標達成時期を平成24年としているため算定できない。</p>
2 評価結果の政策への反映の方向性
<p>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</p> <p>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</p> <p>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</p> <p>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</p> <p>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</p> <p>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</p> <p>(理由)</p> <p>平成21年度については、特に派遣労働者の労働災害が高止まりであることを受けて、派遣労働者の安全衛生対策に重点対策として取り組む必要があるとともに、職場においてストレス等を感じている労働者の割合も高いことから、メンタルヘルス対策について取り組んでいく必要がある。</p> <p>そのほか、労働災害の発生状況は、死亡者数、休業4日以上死傷者数いずれについても、前年に比べ減少しているが、依然として、建設業、製造業等において重篤な災害が多発しており、機械災害防止対策等の推進を図る必要がある。そのほか、労働者の健康面については、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率が増加傾向にあり、さらに、化学物質による疾病は増減を繰り返しながら長期的に減少がみられない等の状況であり、さらなる労働災害発生防止のために、労働災害発生状況に即し、第11次労働災害防止計画に基づく措置を実施する必要がある。</p> <p>また、ナノマテリアル等化学物質に対する対応や感染症対策を図っていく必要がある。</p>
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
<p>(施策目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>(個別目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>(理由)</p> <p>引き続き同指標により政策評価を行っていく。</p>

6. 特記事項

<p>①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当 （１）有・無 （２）具体的記載</p> <p>②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 （※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。） （１）有・無 （２）具体的内容 第11次労働災害防止計画</p> <p>③審議会の指摘 （１）有・無 （２）具体的内容</p> <p>④研究会の有無 （１）有・無 （２）研究会において具体的に指摘された主な内容</p> <p>⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当 （１）有・無 （２）具体的状況 平成19年8月7日に「労働安全等に関する行政評価・監視」により勧告があった。</p> <p>⑥会計検査院による指摘 （１）有・無 （２）具体的内容</p> <p>⑦その他</p>
--

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

Ⅲ－１－１ 労働条件の確保・改善を図ること
